

平成26年10月1日

障害福祉サービス事業運営法人代表者様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課

同行援護従業者の資格要件にかかる経過措置期間の延長について

日頃は、本市障害福祉行政にご協力いただきまして、御礼申し上げます。
みだしの件について、下記のとおり改正する旨の告示がなされましたので、お知らせいたします。

記

1 改正内容

同行援護従業者の資格要件については、厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第548号。以下「告示」という。）において、同行援護従業者養成研修（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第538号）第6号に規定する「同行援護従業者養成研修」をいう。以下同じ。）等の課程を修了している必要があるが、当該規定の経過措置として平成26年9月30日までの間は、一定の研修の課程を修了した者等については同行援護の従業者要件を満たしているものとする経過措置が設けられていました。

今回、その経過措置期間について、平成30年3月31日まで延長がなされました。

2 告示日

平成26年10月1日（厚生労働省告示第389号）

3 改正告示による今後のサービス提供について

同行援護従業者（サービス提供責任者含む）については、居宅介護の従業者としての資格要件を満たす者であれば平成26年10月1日以降も、同行援護事業に従事することができます。ただし、平成30年3月31日までに別紙のとおり同行援護従業者養成研修の修了等が必要となります。経過措置期間の更なる延長はございませんので、適宜研修受講をしていただきますようお願いいたします。

また、毎年度、研修修了状況についてご報告いただく必要がありますので、照会時にはご協力をお願いいたします。

（指定事業係 指定担当）

<平成30年4月1日以降の同行援護従業者資格要件の取扱い>

【サービス提供責任者の資格要件】要件①かつ要件②、もしくは要件③

要件①

- 介護福祉士
- 介護職員基礎研修修了者
- 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者で3年以上の介護等の業務従事者



要件②

- 同行援護従業者養成研修修了者
(一般課程及び応用課程※)
- ★みなし期間
要件①を満たしている場合は、
平成30年3月31日まで研修修了者とみなす

要件③

厚生労働大臣が定める従業者（平成18年厚生労働省告示第556号）に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修したもの又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術の養成を行う研修を修了した者

【従業者の資格要件】要件③または要件④または要件⑤

要件④

- 同行援護従業者養成研修修了者
(一般課程)
- ★みなし期間
居宅介護の従業者要件を満たしている場合は、平成30年3月31日まで研修修了者とみなす

要件⑤

- 居宅介護の従業者要件を満たす者であって、視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に1年以上従事した経験を有する者
- ※日数については180日以上

○同行援護従業者養成研修課程に相当するもの

一般課程



【愛知県内で行なわれた以下の研修】

- ①重度視覚障害者研修課程（平成12年度～15年度）
- ②視覚障害者移動介護従業者養成研修課程（平成15年度～平成23年度）

一般課程
応用課程



- ③社会福祉法人日本盲人会連合が実施した「視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修」（平成20年度～平成23年度）

※応用課程を受講するには、一般課程もしくは上記の研修①②の受講修了が必須要件です。